

# 全日本学生スキー連盟 安全・安心マニュアル

## 1. 目的

本マニュアルは、当連盟が主催する以下の大会（以下、「主催大会」という。）における当連盟加盟大学の学生および関係者の安全を確保するとともに、学生が安心して競技に取り組める環境を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

- a. 全日本学生スキー選手権大会（以下インカレ）

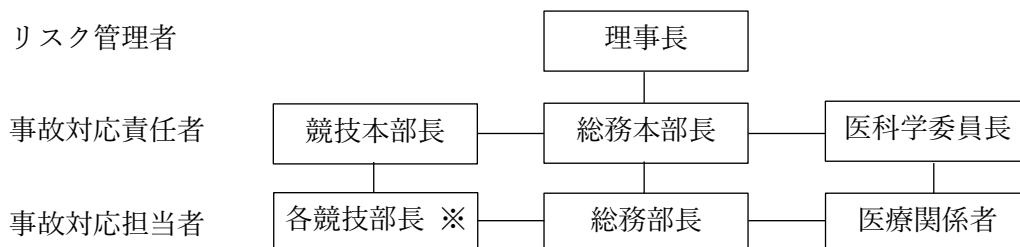
## 2. 適用範囲

本マニュアルは、当連盟に加盟する全ての大学に適用する。また、本マニュアルは、これらの大学に関する全てのものに活用されることを想定している。

## 3. 体制

加盟大学の学生および関係者の安全確保に万全を期すために、当連盟に以下の者を置く。

- a. 組織図



※アルペン部長、クロスカントリー部長、ジャンプ部長、コンバインド部長

- b. リスク管理責任者

主催大会に関するリスク管理全般に責任を有する者としてリスク管理責任者を置く。リスク管理責任者は理事長とする。

- c. 事故対応責任者

主催大会中に発生した事故に対応するための責任者として事故対応責任者を置く。事故対応責任者は競技本部長（競技会場）、総務本部長および医科学委員長（救護所）とする。

d. 事故対応担当者

主催大会中に事故が発生した際に事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う事故対応担当者を置く。事故対応担当者は各競技部長（アルペン部、クロスカン트리部、ジャンプ部長、コンバインド部長）、総務部長および当該の大会組織委員会が委託する医療関係者とする。

4. 心構え

主催大会の運営に関わる全ての者は、主催大会が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、主催大会において、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

- i. リスク管理責任者は、主催大会中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた、別紙1「事故のリスク一覧」（各競技別）の内容を実状に合わせて適宜更新する。

b. 施設等の点検・改善

- i. リスク管理責任者は、主催大会の準備に当たっては、大会会場の施設管理者と連携し、別紙2「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設、設備等を特定した場合には施設管理者に必要な対応を依頼する。

c. 保険加入の義務と推奨

- i. 主催大会に出場する学生は障害保険に加入しなければならない。  
また、主催大会に出場しない学生及び指導者についても、傷害保険への加入を推奨する。なお、当連盟は、加入手続きを一括して行っている傷害保険「Chubb 保険」を紹介している。

※[令和7年度 SAJ 会員登録/競技者登録・chubb 保険について](#)

d. 研修の実施

- i. リスク管理責任者は、毎年、加盟大学の学生及び指導者の安全管理意識の向上を図るため、加盟大学の学生及び指導者に対し、一般社団法人大学スポーツ協会

(以下、「UNIVAS」という。)が開催する安全管理に関するセミナーの聴講を、当連盟 HP・学生委員会等において周知する。

[UNIVAS / 安全安心セミナー](#)

- ii. リスク管理責任者は、前項の指示を行う際に、同セミナーのアーカイブ動画が、My UNIVAS (UNIVAS が提供する大学生向けの情報プラットフォーム) 上に公開されることを紹介するとともに、聴講できなかった学生及び指導者に対し、以下のサイトから My UNIVAS に登録の上、当該動画を視聴するよう周知する。

[My UNIVAS 登録方法と動画コレクション](#)

※ 登録している学生及び指導者にも上記の視聴を周知する。

e. 事故情報・事故事例の収集・共有

- i. リスク管理責任者は、毎年 4 月に、過去 1 年間に開催された主催大会中に発生した事故 (救急車を呼んだ場合の事故に限る。) の情報を、全加盟大学に共有する。
- ii. リスク管理責任者は、前項の事故情報の共有の際、別途可能な範囲で収集した、他の競技団体の事故情報及びメディアにて報道された事故情報を併せて共有する。
- iii. 加盟大学の主将・主務及び指導者は、前 2 項により共有された事故情報を用いて全部員の安全管理意識の向上を図る。

## 6. 事故発生後の初動対応

主催大会中に怪我人が発生した場合、事故対応責任者及び事故対応担当者が中心となり（事故対応責任者及び事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

### a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施

#### 怪我人発生

#### 怪我人の状態確認

（怪我人の状態確認は、最悪を想定したうえで対応を行う。）

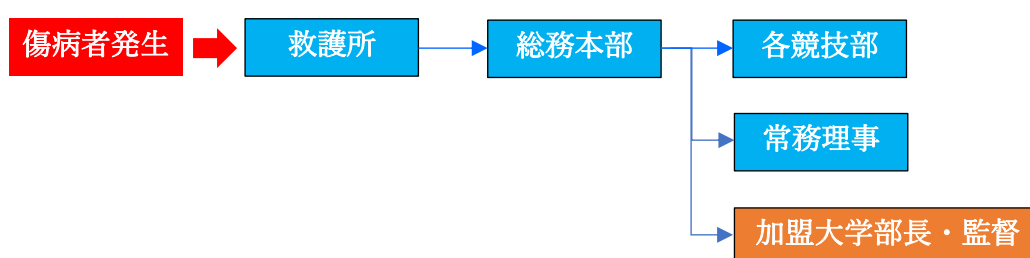
レベル 1	レベル 2	レベル 3
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行可能</li><li>・ 擦り傷や捻挫など</li><li>・ 意識もしっかりしている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩けない</li><li>・ 骨折の疑い</li><li>・ 頭、首を受傷した</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普段通りの呼吸なし</li><li>・ 意識・反応がない</li><li>・ 手足が動かない</li><li>・ 大量出血</li></ul>
応急手当	手当・処置	119 番通報
競技復帰が可能かの判断	病院連絡・準備	緊急手当て（AED、止血等）
	関係者への報告	関係者への報告

#### 救急車を呼んだ時に必要な要員と役割！

- ・ 負傷者に対応する人（5～6人）
- ・ AED、救護資機材を持ってくる人（1～2人）
- ・ 記録係（時系列、情報を紙にまとめる人）（2人）
- ・ 警備員に連絡し救急車を誘導する人（1～2人）
- ・ 健康管理室、学内の職員、教員に連絡する人（1～2人）

## b. 事故情報の報告

- i. 事故対応責任者及び事故対応担当者（事故対応責任者及び事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、レベル 2、3 と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、119 番通報、病院連絡・準備、緊急手当）を行った後、電話・無線機（インカム）又は別紙 3「事故発生報告書」を用いて速やかにリスク管理責任者に状況を報告する。
- ii. 前項の報告を受けたリスク管理責任者は、事故対応責任者及び事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. リスク管理責任者は、「事故発生報告書」を受領した場合には適切に保管する。
- iv. 傷病者発生時の連絡フロー



- v. 事故に遭遇し医療機関を受診した者は、用紙 1「事故報告書」を記載し全日本学生スキー連盟事務局に報告すること。  
また、疾病に罹り医療機関を受診した者は、用紙 2「疾病報告書」を記載し全日本学生スキー連盟事務局に報告すること。  
※負傷者または罹患者本人が報告できない場合は、所属大学責任者（部長・監督等）またはスキー部責任者（主将・主務等）から代理で報告すること。
- vi. 上記報告書（用紙 1、用紙 2）はインカレ期間中に報告することが望ましいが、難しい場合はインカレ終了日から 7 日目までに報告すること。
- vii. 緊急連絡先・報告先  
全日本学生スキー連盟事務局 TEL：03-3384-7913  
Mail：office@isj.gr.jp

## 7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

### a. 原因究明・再発防止

- i. 事故対応責任者は、救急車を呼ぶ事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を別紙 5「事故原因究明・再発防止策検討シート」にとりまとめ、リスク管理責任者に提出する。

- ii. 前項の検討シートを受領したリスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
- iii. 前項の回答を受領した事故対応責任者は、関係する大学の学生に部長・監督を通じて再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
- iv. リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、大会会場の施設管理者に必要な対応を要請する。

## 8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

- a. ハラスメント研修の実施
  - i. リスク管理責任者は、毎年、加盟大学の学生及び指導者に対し、UNIVAS が開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修の聴講を周知する。
  - ii. リスク管理責任者は、前項の指示を行う際には、同セミナーのアーカイブ動画が、後日、My UNIVAS 上に公開されることを紹介するとともに、聴講できなかった学生及び指導者に対し、アーカイブ動画を視聴するよう周知する。
- b. ハラスメントに関する相談窓口の周知
  - i. リスク管理責任者は、UNIVAS に設置されたハラスメントに関する相談窓口 [UNIVAS 相談窓口](#) を公式ホームページ上にて周知する。また、別紙 5 「UNIVAS 相談窓口のご案内」 を配布することにより認知度の向上を図る。

## 9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

リスク管理責任者は、加盟大学の指導者及び学生が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、当連盟のホームページ上に本マニュアルの最新版を掲載する。

## 10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、理事会の決裁をもって行う。

以上

2024年8月1日 作成

2024年10月20日 改訂